

質疑応答書

業務名	千歳市市有施設太陽光発電設備導入事業	
質疑事項	回答事項	
<p>①仕様書4 (3) ク 各施設に提案限度額30.8円/kWhとするとありますが、各施設毎同一で提案限度額30.8円/kWhか、それとも4施設平均値としての提案限度額30.8円/kWhかどちらになりますでしょうか。</p> <p>②貴市と締結するPPA契約書を開示いただけますでしょうか。 (仮にPPA契約書がございません場合、PPA契約書はPPA事業者所定の書式でよろしいでしょうか。)</p> <p>③PPA設備を導入した施設が廃止される場合等、PPA設備が使用できなくなり事業者はPPA設備を撤去処分する場合、施設の廃止は貴市のご都合となりますことから、その場合の撤去処分費用は貴市のご負担との認識でよろしいでしょうか。</p> <p>④リスク分担表の「設計・施行・維持管理に影響のある法令・条例等の変更」について、負担者が事業者となっていますが、法令・条例の変更についてはどのようなことが想定されるのか不明確なため、それに伴うコストの増加は提案時点で積算できるものではないことから、別途協議事項とさせて頂いてもよろしいでしょうか。</p> <p>⑤リスク分担表の「事業の中止・延期」に関して、「発電開始に必要な認可等の遅延によるもの」に関して、事業者負担となっていますが、例えば電力会社の都合（例えば事業者が接続検討申込後、電力会社側で実施する受付検討業務）、により遅延した場合は、別途協議とさせて頂いてもよろしいでしょうか。</p> <p>⑥現状復旧に係る撤去及び廃棄費用」に関して、現状復旧に係る撤去及び廃棄物処理費用の増大について事業者負担となっていますが、撤去及び廃棄物処理費用が大幅に変動した場合は、別途協議とさせて頂いていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>①各施設同一で30.8円/kWhとなります。</p> <p>②選定された事業者の提案に即し、両者協議の上での作成を想定しています。 そのため、PPA事業者所定の様式をベースとする場合には、市側で当該様式及び記載内容の加除修正を行うことを前提としてください。</p> <p>③ご認識のとおりです。</p> <p>④原則事業者負担としておりますが、仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、市と事業者で協議して決定するものとしております。</p> <p>⑤発電開始時期は別途協議させていただきます。</p> <p>⑥原則事業者負担となります。</p>	

<p>⑦太陽光発電設備が既存設置されている2つの施設にはRPRが設置されています。事業者が設置する太陽光発電設備は北海道送配電へ系統連係するため、既存のRPRに接続する必要がありますが、よろしいでしょうか。</p> <p>⑧千歳第二小学校は屋根に上がり現地調査を行うことができませんでした。提案後の事業決定者による詳細調査の結果、想定する設置方法が困難であった場合等において、提案PPA単価が上昇し見積提案単価上限額を超過しても承認頂けますでしょうか。</p> <p>⑨既存の太陽光発電にはサイネージが設置されています。今回、事業者が設置する太陽光発電では、サイネージは必要でしょうか。</p> <p>⑩蓄電池は4施設とも設置は必須条件でしょうか？施設によっては蓄電池設置が足かせとなり見積提案単価上限額を超えてしまう恐れがあります。</p> <p>⑪仕様書4ページケ 発電設備の運転終了後、事業者の責任と負担で発電設備を撤去するように記載があります。しかしながら、20年後の撤去に要する労務費、施工費、産廃処分費などの正確な見積は予測不可能です。20年後のインフレや社会情勢変化は事業者ではリスクコントロール不可のため。よって、現時点の見積額をPPA単価に織り込むものとします。20年後に想定を超えた積算額であった場合、増加分は貴市の負担としてもよろしいでしょうか。</p> <p>⑫仕様書4ページケ 事前に市からの希望があった際は、事業者は市と協議の上、市へ無償譲渡又は契約延長できるものとする、とありますが、事前とはPPA契約前でしょうか？その場合、固定資産税は免除という理解でよろしいでしょうか？（ESCOなど公共施設へのサービスである場合においても、契約書上において予め無償譲渡が選択肢の一つに存在する場合、固定資産税が免除となっています。）</p>	<p>⑦差し支えございません。ただし、系統連係に必要な手続きや費用負担が発生する場合は事業者にて実施をお願いいたします。</p> <p>⑧屋内より屋上に上がる事ができるため、本件を理由に上限額を超過することは承認いたしかねます。</p> <p>⑨サイネージは必須ではありませんが、評価の対象となります。</p> <p>⑩当該補助金を活用前提となっており、必須となります。</p> <p>⑪インフレ等を考慮した見積としてください。原則事業者負担となります。</p> <p>⑫PPA契約期間終了前です。固定資産税等の公租公課は事業者負担となります。</p>
--	--

⑬予想されるリスクと責任分担共通事業の中止・延期 市の指示によるものは市となっています。そのため、市の責による中途解約と判断した場合、PPA契約書に定める中途解約金をお支払い頂けるものとして宜しいでしょうか。PPAは自家消費のため貴市施設専用発電所であることから、太陽光発電の供給先が無くなると太陽光発電設備の償却ができないためです。

⑭”仕様書 2ページ コ 設備の導入時期については令和7年度を想定して公募を行う。ただし、事業者の責めによらない場合については、この限りではない。とありますので、積雪など不可抗力が原因での施工遅延が発生し、竣工予定が令和8年度に遅延した場合、事業者には責は無いという理解でよろしいでしょうか。”

⑮仕様書 3ページイ 発電設備に起因する雨漏り等が生じた場合は、事業者の責任で必要な措置を取ることとありますが、事業者外の責は、事業者へは不問・免責という理解でよろしいでしょうか。

⑯仕様書5ページ ③ 平常時は、非常時に備えて必要な残量を可能な限り確保することとありますが、具体的に何kWhでしょうか。

⑰子育て支援センターのアスファルト防水が劣化しているとあります。貴市からみて予め想定される改修と判断し、アスファルト改修工事における太陽光発電設備の脱着に要する費用は、アスファルト防水改修工事予算に計上して頂けるという理解でよろしいでしょうか。

⑱”仕様書5ページ ⑧ 事業期間中、市の職員等が行う施設の管理及び点等のための屋上等の立ち入りに支障が生じないようにすることとあります。貴市にて予め把握されていることですので、千歳第二小学校は屋根に上がる背かご付き梯子などを市の負担で設置をお願いします。技術的に建築工事マターとなり、元施工以外が施工を行った場合、建物との構造などに関しての保証問題が発生します。梯子新設費用をPPA単価に含めるとPPA単価が高額になり事業が成立しない恐れがあります。”

⑲ご認識のとおりです。契約書の内容については別途協議とさせていただきます。

⑳工事完了時期は補助金交付規定を厳守願います。発電開始に必要な許可等の遅延によるリスクは事業者としていますが、業務期間の始期日については事由によって可能と想定しており、別途協議させていただきます。

㉑事業者外の責が明確である場合はそのようになりますが、個別ケースでの判断となります。

㉒上限単価内での提案といたします。

㉓仕様書のとおり、1回目は事業者負担とし、2回目以降は市の負担となります。

㉔校内より屋根に上がることができますので、市で新たに梯子などを設置する予定はありません。

⑱4施設の防水保証の内容をご教示いただけますでしょうか。

⑳仕様書3ページ イ ② 最低限必要な容量は、業務用PC、簡易照明、テレビ、灯油ストーブ、携帯電話の充電が可能であることとするとあります。それらの必要な蓄電容量を把握するため、各設備の消費電力と台数、希望する運転時間をご教示願います。そうでないと過大な容量・スペックとなりPPA単価が高額になり事業が成立しない恐れがあります。

㉑仕様書 2ページ キ 契約単価は原則、事業期間中一定額とありますが、施設側の需要変化等による使用量の変動があった場合、リスク分担表にある事業者に起因するものではないため（施設側の需要変化は事業者のリスクコントロール範疇外）契約単価の見直しについてお願いします。

㉒仕様書 2ページ ア 市は、各施設に供給された電力使用量に契約単価を乗じた代金を事業者を支払う、とありますが、貴市と事業者双方のコスト削減のために4施設のご請求は一本化しても問題ないでしょうか。

㉓仕様書4ページ カ 設備を設置した施設について、市が別途、改修工事等を実施する際は、必要に応じて設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置に応じること。事業者の費用負担が発生した場合、各施設において事業者の費用負担にてこれに応じること、あります。改修工事に係る期間（移設期間）はどれくらいが想定されますでしょうか。また移設時に設備の仮置き場はございますでしょうか。（別途仮置き場を長期間確保となれば倉庫の賃借料もかかるためPPA単価は上昇します。）その場合、いつ発生するかも不明な改修工事の費用負担が、事業者の想定を超える費用だった場合はPPA単価の変更をして頂けるという理解でよろしいでしょうか。

⑲各施設防水保証期間は施工から10年となっております。仕様書別紙2に各施設の最終防水施工年を追記しましたのでご確認願います。

㉔上限単価内での提案といたします。

㉕市の責となる場合はご指摘のとおりとなりますが、契約単価については別途協議させていただきます。

㉖差し支えございません。ただし、各施設の発電量や料金等の内訳がわかるような請求としてください。

㉗仮置き場について、1回目は事業者負担としておりますため、当該費用を見込んだPPA単価としてください。改修工事にかかる期間は施設規模や工事内容により異なりますが、4カ月を目安としてください。

<p>②④予想されるリスクと責任分担共通維持管理関連自治体施設損傷において地震などの不可抗力は事業者の責ではないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>②④事業者が設置した太陽光発電設備等の工作物が原因で、第三者に損害を与えた場合、基本的に賠償責任は工作物の所有者となります。</p>
<p>②⑤仕様書2ページア構造調査構造調査は、専門業者へ費用を支払い、委託しての専門的判断が必要です。受託者が受託後～PPA契約までに調査を行うという認識で間違いないでしょうか。受託前の費用発生を防ぐためです。また、提案書作成にあたり、調査費用を踏まえたうえでの単価設定を行うという認識で間違いないでしょうか。※プロポーザル入札の提案段階では設置できるものとして提案させていただきます。</p>	<p>②⑤ご認識のとおりです。</p>
<p>②⑥仕様書3ページウ現地調査およびエ各種関係手続きは、受託者が受託後～PPA契約までに調査、各種手続きを行うという認識で間違いないでしょうか。また、提案書作成にあたり、調査費用を踏まえたうえでの単価設定を行うという認識で間違いないでしょうか。</p>	<p>②⑥ご認識のとおりです。</p>
<p>②⑦出力50kW以上又は高圧設備と電氣的に接続している太陽電池発電設備は自家用電気工作物であり、電気事業法の規定により選任した電気主任技術者が必要です。保安監督部に確認しますと、既設の建物の電気主任技術者と同一であるべきとあります。電気主任技術者選任と費用は御市側にお問い合わせも宜しいでしょうか。</p>	<p>②⑦電気主任技術者の選任と保安費用は市としますが、使用前自己確認費用は事業者負担とします。</p>
<p>②⑧仕様書6ページ ②市及び当該施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努め、適切な保守点検計画を提出すること。法定点検のうち、既存受電設備部分は建物の共通部分として、（事業者と御市が二重管理する必要はないため）御市側の手と費用負担で宜しいでしょうか。</p>	<p>②⑧既設受電設備分は市負担となります。</p>
<p>②⑨応募スキームについて教えてください。単独ではなく、メーカー（事業役割かつ代表企業）施工会社（施工役割）リース会社（リース役割）の3社コンソーシアムで応募しますがよろしいでしょうか。（一級建築士、電気主任技術者、類似業務の実績は3社のうち1社が保有）3社の役割を明確にした事業者間協定書を提出する予定です。</p>	<p>②⑨差し支えございません。</p>

⑩事業者選定後、詳細現地調査等詳細確認の結果、太陽光発電設備が提案通り設置できないなどの理由で、計画容量が少なくなった場合にPPA提案単価の増減の変更協議は可能でしょうか？

⑪提案書の提示金額が、事業者選定後に施設側との協議等により、提案時に予見出来ない、もしくは追加工程が発生し、提案時の提示単価で実行出来ない場合は、貴市と協議が可能との認識でよろしいでしょうか。もしくは企画提案時の提示金額はいかなる理由があっても上回ることは不可となりますでしょうか。

⑫個別施設で単価を算出した場合に、割高になり全体のPPA単価を上昇させる施設・建物は事業者側の判断で提案対象外とさせて頂くことは可能でしょうか。

⑬”電気主任技術者は提案者するにあたり技術力を確認するために求めるものであり、設備導入後の電気主任技術者は既設を管理される電気主任技術者が担当され、受託者に電気主任技術者業務を求めるものでないという理解でよろしいでしょうか。”

⑭維持管理関連には「物価変動」に関する記載がありません、本事業は20年間を想定しており、その間の人件費及び交換を要する物品費の上昇は、事業者で全て負担することが困難なため、物価上昇が契約時に3%以上生じる場合は、上昇分は貴市の負担として頂くなどリスク負担を考慮して頂けますようお願いいたします。

質問年月日 令和7年 3月 3日

⑩計画容量が少なくなるのは差し支えございませんが、PPA単価の増加については原則認められません。ただし、本市との協議を妨げるものではありません。

⑪原則認められませんが、不可視部分に起因する場合はこの限りではなく、事業者と本市で協議を要するものとします。

⑫差し支えございませんが、評価の対象となります。

⑬ご認識のとおりです

⑭維持管理費用の増大は原則PPA事業者負担としております。ただし、本市との協議を妨げるものではありません。

回答年月日 令和6年3月10日